

## 「学校評価ガイドライン」における教育委員会の役割に関する一考察

濱田, 恭平  
九州大学大学院人間環境学府 : 修士課程

<https://doi.org/10.15017/14260>

---

出版情報 : 教育経営学研究紀要. 11, pp.37-46, 2008-12. The Laboratory of Educational Administration, Educational Law, Graduate School of Kyushu University

バージョン :

権利関係 :



## 「学校評価ガイドライン」における教育委員会の役割に関する一考察

濱田 恭平

(九州大学／大学院生)

- I はじめに
- II 学校評価に関わる教育委員会の位置づけ
- III 「学校評価ガイドライン」における教育委員会の役割の検討
- IV おわりに

### I はじめに

本研究は、学校評価を通して各学校を改善していくために、教育委員会が各学校の学校評価に対してどのような役割を担っていく必要があるのかを明示するために、ガイドライン等において、学校評価に関わる教育委員会の役割について言及されたものを提示し、検討する。

1980年代後半以降、指導力不足教員（問題教員、不適格教員等）や学力低下、いじめが原因とされる自殺といった学校における様々な問題に焦点が当てられた。この状況に対し、広田が「教育不信の時代」<sup>(1)</sup>と称したように、これらの問題は社会問題として取り上げられた。この状況に対し、文部科学省からは公教育（特に学校教育）の信頼を取り戻すべく諸々の施策が打ち出され、その一つに、大学ではすでに導入されていた自己点検・評価が取り上げられた。2002年3月「小学校設置基準」、「中学校設置基準」及び「高等学校設置基準の一部改正」の中に自己点検、自己評価の実施が盛り込まれ、文部科学省主導による学校評価の導入が全国的に図られた。これを境に、文部科学省や教育委員会は、学校の自己評価の実施・公表を中心とした学校評価に関する取り組みを強化するとともに、保護者・地域住民への説明責任とその意見の反映という観点から、保護者・地域住民を主に評価者とした外部評価<sup>(2)</sup>の実施・公表を推進してきた。このように、現行の学校評価の導入には、学校内部から学校改善を志向して取り組

まれ始めたのではなく、学校不信を打開するために、説明責任を果たすものとして学校外部から要求された経緯がある。

このような経緯によって導入された現行の学校評価であるが、その目的も上述の経緯に沿っている。2006年3月に文部科学省が策定した「義務教育諸学校における学校評価ガイドライン」<sup>(3)</sup>によると、学校評価の目的として、①組織的・継続的に改善すること、②信頼される開かれた学校づくりを進めること、③一定水準の教育の質を保証し向上を図ること、の3つが挙げられている。また、2008年に改訂された「学校評価ガイドライン」においてもほぼ同様の目的が明示されている<sup>(4)</sup>。このように、現行の学校評価は、開かれた学校づくりや教育の質的保証といった学校内部の改善以外の学校外を意識した目的を包含するようになっている。

ところで、学校評価には戦後以降、幾度かのブーム<sup>(5)</sup>があった。例えば、戦後にアメリカの学校評価が持ち込まれることで生じた、昭和26年の文部省内学校評価基準作成協議会編『中学校・高等学校学校評価の基準と手引き（試案）』を中心としたブーム<sup>(6)</sup>や1960年代から80年代までの学校経営学の発展に付随して生じたブームなどがあり<sup>(7)</sup>、ブームの度に一定の論議・研究の蓄積がなされてきた。

しかし、幾度かのブームを通して学校評価が義務教育の公立学校現場（以下「現場」とする）に定着することはなかった<sup>(8)</sup>。なぜならば、現場の教職員の間には、学校評価のみならず評価活動全般に対

して抵抗感が存在した<sup>(9)</sup>からである。このように定着してこなかった 20 世紀末までの学校評価の状況を総括し、八尾坂は、「評価結果が学校改善に生かされていない」、「評価組織やシステムが十分確立していない」と指摘している<sup>(10)</sup>。また、現在の学校評価に対しても同様の傾向が見られる。文部科学省や都道府県教育委員会では学校評価のモデル研究などを推進するなど積極的である<sup>(11)</sup>が、その一方で、現場の教員はそれほど積極的ではない傾向が見られる<sup>(12)</sup>。このように現場の教員が評価を拒否する傾向にある原因として、学校評価の目的・意義が十分に現場の教員に認識されていないことが指摘できる<sup>(13)</sup>。

以上のことから、学校評価を機能させていくためには、学校評価の実施を支援する体制づくりや学校評価の目的・意義を理解させることが重要であり、それらを担う教育委員会の役割が重要になってくるのである。

これまでの研究では、現場の教職員に学校評価の目的・意義を理解させることは不可欠な要素であると指摘されており、学校評価に関わる教育委員会の役割に関しては、評価項目の提示の必要性や、外部評価者としての役割、学校評価システムの構築が指摘されてきた<sup>(14)</sup>。また、学校評価に関わる教育委員会の役割については、ガイドライン等でも指摘されてきている。

しかし、先行研究における学校評価システムの構築の指摘は、まだ漠然としたものであった。また、評価項目の提示の必要性は具体的であったが、その役割だけでは学校評価を機能させていくにはあまりに学校の自主性に依存したものであるために不十分であり、また外部評価者としての役割は、評価拒否といった学校評価定着の阻害要因を解決するものにはならないことが指摘できる。

したがって、本研究では、各学校の学校評価運営に対する教育委員会の役割について考察していくことにする。その方法としては、学校評価についてのガイドライン等を中心に検討を行っていくことにする。「義務教育諸学校における学校評価ガイドライン」<sup>(15)</sup>については、2006 年 3 月に策定された以降に、このガイドラインに関連した論文やマニュアルは出

された<sup>(16)</sup>が、教育委員会の役割について検討されたものはなく、「学校評価ガイドライン」については、策定されて間もないこともあり、検討が加えられているものは現時点、管見の限りない。そこで本研究では、直近の「学校評価ガイドライン」の検討を行う。

以下では、まず、学校評価に関して、教育委員会の役割について言及されたものを明示する(Ⅱ)。次に、直近の「学校評価ガイドライン」における教育委員会の役割を指摘し、その課題を指摘する(Ⅲ)。最後に、本稿で明らかになった知見と課題を述べることにする(Ⅳ)。

## Ⅱ 学校評価に関わる教育委員会の位置づけ

本章では、学校評価に関わる教育委員会の位置づけに関して検討することにする。

まず、学校評価に関わる教育委員会の役割について指摘したもので学校評価論の中でも多く引用・検討されてきた<sup>(17)</sup>文部省『中学校・高等学校 学校評価の基準と手引(試案)』(1951 年)<sup>(18)</sup>、そして、学校設置基準以前において、学校評価に関わる教育委員会の役割の指摘を中心とした唯一の論考と言える木岡一明「学校評価をめぐる教育委員会の位置と役割—戦後期学校評価構想の再検討—」<sup>(19)</sup>を示す。

次に、学校設置基準(2002 年)以降において、学校評価の導入が行われる中で出された文部科学省「義務教育諸学校における学校評価ガイドライン」<sup>(20)</sup>や学校教育法の改正と学校教育法施行規則の改正に際して出された文部科学省「学校評価に係る学校教育法施行規則等の一部を改正する省令について(通知)」<sup>(21)</sup>、における教育委員会の役割・位置づけに関して、概観していくことにする。

### 1. 学校設置基準以前における教育委員会の位置づけ

#### ①文部省『中学校・高等学校 学校評価の基準と手引(試案)』

戦後、アメリカからアクレディテーションを基本

とした学校評価の導入が図られた<sup>(22)</sup>。実際には様々な課題が表出し、学校評価が定着することはなかった<sup>(23)</sup>のだが、その導入を図ったときに文部省が試案として出したものが『中学校・高等学校 学校評価の基準と手引（試案）』である。

この試案の中で、「学校の自己評価を奨励し、訪問委員会の構成を援助し、または自ら訪問委員会を構成するなど、おそらくすべて教育委員会が主体となる」<sup>(24)</sup>と明示された。このことから、学校評価に関わる教育委員会の役割として、「自己評価」の「奨励」と「訪問委員会」の「構成」が挙げられた。さらに、各学校への学校評価基準の配布や大学との連携も指摘されていた。

したがって、この試案において、教育委員会が主体と位置づけられるように、教育委員会によって学校評価のほとんどの準備・運営がなされることが想定されていたと言える。

## ②木岡一明「学校評価をめぐる教育委員会の位置と役割—戦後期学校評価構想の再検討—」

この時期は、「学校経営診断」が提案され、学校評価・学校経営評価が議論されたが、いまだ「本格的な広がり」と盛り上がりを見せていない<sup>(25)</sup>時期であった。この時期のなかで木岡は、学校評価に関する教育委員会の役割に焦点をあて、その検討を行った<sup>(26)</sup>。

まず、戦後期に構想された「学校評価を企画し準備するという面における教育委員会の指導的役割は、今日においても継承されている」と指摘し、その上で、戦後期の学校評価構想の限界を克服し、教育委員会の位置づけを改めることの必要性を指摘した。

また、学校評価の多義性について指摘した上で、その学校評価の多義性が行政管理の文脈で解釈され、「学校評価基準の開発が教育課程基準を中心とした基準行政として矯小的に展開されかね」ず、教育委員会が「各学校の活動の妥当性を評価する一方的なものに止めてしまう」ことを問題視した。そして、「教育委員会にとっての学校評価の必要性」は「各学校に対する教育行政作用の適否を判断し、より効果的な教育行政の展開を志向していくこと」に求め、

そのためには、学校評価の多義性の克服と多面的な学校評価システムの確立の必要性を指摘した。

最後に、臨教審における学校教育の柔軟性の議論から、「学校の選択幅は大きくなり、学校評価によって方向を見定め修正・発展を図っていく（専門性原則）必要性」が強まっていくことを想定し、「父母を中心とした地域住民の教育意思（私事性原則）が、どのように学校教育に反映されていくか」を「調整していく役割（公共性原則）」を教育委員会に求めた。つまり、「地域全体としての協働的な学校経営を可能とする制度基盤を整備する責任」を教育委員会に課し、教育委員会の役割として、「教育の公共性、私事性、専門性を多面的に組み入れた学校評価システムを確立してゆく」ことが必要であると指摘したのである。

以上のことから、木岡が指摘した教育委員会の役割は、学校評価の企画・準備といった指導的役割と学校評価システムを確立する役割、の2つであるとまとめることができる。

## 2. ガイドライン策定と学校教育法改正

### ①文部科学省「義務教育諸学校における学校評価ガイドライン」

2002年に学校設置基準が改訂され、学校の自己評価の実施が義務化された。2005年度には、公立学校の自己評価の実施率は97.9%<sup>(27)</sup>と高率になったが、その一方で課題が明らかになった<sup>(28)</sup>。それにより、学校評価に関するガイドライン策定の必要性が指摘され始め、2006年に「義務教育諸学校における学校評価ガイドライン」が策定された。

この中では、設置者の役割が、「設置者による学校に対する支援や条件整備等の改善」、「学校の自己評価に対する指導・助言」、「都道府県教育委員会の対応」の3分類で指摘されている。以下ではそれぞれの役割についてみていくことにする<sup>(29)</sup>。

まず、「設置者による学校に対する支援や条件整備等の改善」の中では、学校評価の結果等を踏まえ、「学校運営に関する教育委員会への承認・届出の状況」、「学校裁量により執行できる予算の措置状況」、「指導主事等による学校運営に関する専門的事項の

指導」、「教職員の配置、服務監督、研修の実施状況」といった以上の項目についての現状の把握と改善が求められている。このように、学校評価の結果を基にした予算や教職員配置等の改善が指摘された。次に、「学校の自己評価に対する指導・助言」の中では、自己評価が適切に行われたか、学校運営の改善に向けた取組が適切かどうかを検証し、学校運営の改善に向けた指導・助言を行うことが明示され、最後に、「都道府県教育委員会の対応」の中では、市町村教育委員会側から「学校評価の結果及び改善状況についての情報を都道府県教育委員会に適切に伝える」ことが指摘され、また、都道府県教育委員会側からは、それらの報告を受けた際に「必要に応じ、教職員の配置、研修の実施、指導主事等の派遣などの措置を講じる」ことが提示されている。さらに、評価者の評価に関する知識の保持の必要性から、設置者と連携しながら、都道府県教育委員会が評価者を対象にした研修を行う必要が指摘されている。

以上のように、学校設置基準から4年後に出された「義務教育諸学校における学校評価ガイドライン」においては、教育委員会の役割が具体的に明示され、その方法に関しても、学校訪問や外部評価者からの意見聴取も視野に入れられるなど、具体的であると言える。このガイドラインで指摘された教育委員会の役割をまとめると次の5点にまとめることができる。第一に、自己評価が適切に行われたかどうかを検証すること、第二に、その結果を受けて学校運営の改善が行われたかどうかを検証すること、第三に、自己評価・外部評価の結果等を基に、学校の状況を把握すること、第四に、その状況把握を踏まえ、教職員配置や研修の実施などの改善措置を講じること、第五に、評価者研修を実施すること、である。これまでは、学校評価システムの構築といった漠然とした役割や評価項目づくりといった短期的視野に立った役割に留まっていたのに対し、このように、このガイドラインでは、システム構築といった視座から具体的にその役割が指摘されたと言える。

## ②文部科学省「学校評価に係る学校教育法施行規則等の一部を改正する省令について（通知）」

2007年に学校教育法が改正され、それに伴って、学校教育法施行規則も改正された。それに付随して文部科学省から「学校評価に係る学校教育法施行規則等の一部を改正する省令について（通知）」が出された。ここでは、この「学校評価に係る学校教育法施行規則等の一部を改正する省令について（通知）」から学校評価に関わる教育委員会の位置づけを指摘する<sup>(30)</sup>。

まず、規定の概要について見ていく。自己評価に関しては、実施と公表が規定され、学校関係者評価に関しては、努力規定とされた。それに伴い、自己評価・学校関係者評価を行った場合にはその結果を設置者に報告するものとされた。

次に留意事項について見ていく。着手時期に関しては、平成20年度末までに自己評価の実施・公表が求められている。2005年度間で公立学校における自己評価の実施率は97.9%、公表率は58.3%<sup>(31)</sup>であることを見れば、自己評価の課題としては実施よりも公表であることが推察できる。また、学校関係者評価の位置づけとして自己評価を評価することが提示されており、評価委員会を組織することや結果を公表すること等が指摘されており、さらに、実施した自己評価や学校関係者評価の結果を学校設置者に報告することが明示されている。

また、それらの遂行のため、教育委員会規則等を改正し、「学校評価の実施及び公表並びに評価の結果の設置者への報告に関する規定を置く」ことが指摘された。

このように、学校教育法改正・学校教育法施行規則の改正において、自己評価の実施・公表の規定と学校関係者評価の実施・公表の努力規定に続き、学校評価に関わる設置者としての教育委員会の役割に対する重要な指摘点は、教育委員会規則等の改正を行い、設置者への自己評価・学校関係者評価の結果を報告するように規定すること、であることがうかがえる。

## Ⅲ 「学校評価ガイドライン」における教育委員会の役割の検討

## 1. 文部科学省「学校評価ガイドライン」における教育委員会の役割

学校教育法、学校教育法施行規則の改正を受けて、2006年に出された「義務教育諸学校における学校評価ガイドライン」が改訂され、2008年1月、「学校評価ガイドライン」<sup>(32)</sup>が策定された。

この中で、教育委員会の役割に関しては、「設置者による支援・改善」として、設置者に対し、「学校から学校評価の結果の提出を受け、それを踏まえた予算措置等の学校の支援・改善が重要」と指摘されている。また、「評価者研修の充実」として、「学校評価に関する教職員の研修や、学校関係者評価の研修の充実が重要」とされている。詳しく以下でみていくことにする<sup>(33)</sup>。

まず、「設置者への報告」についてだが、自己評価・学校関係者評価の結果と今後の改善方策をまとめた報告書を設置者に提出することが明示されている。また、外部アンケート等の具体的資料を含めることも指摘されている。

次に、「設置者等による支援・改善」についてみていく。まず、評価結果等に基づいて、「学校への予算配分や人事配置など学校に対する支援や条件整備等の改善を適切に行う」とされた。また、「承認・届出を要する事項の見直しや学校裁量により執行できる予算の措置など」を行うことによって、「学校の自主性・自律性を高めるようにする」ことが提示された。さらに、設置者が評価結果について「これまでの設置管理の取組に関する評価と受け止め」ることが指摘された。

「評価者の確保および研修」では、評価者確保の必要性が指摘された。また、学校評価のみならず評価活動全般において重要となっている評価者研修については、「設置者及び都道府県教育委員会は、適切に役割分担して、各学校における学校評価の取組の中心となる教職員の研修や、保護者など学校関係者評価の評価者の知識の向上等を目的とした研修の充実を図る」ことというように、評価の中心となる教職員を対象とした研修とともに学校関係者評価に携わる評価者、つまり地域住民や保護者も対象とした

研修が提示された。

また、各教育委員会に置かれる指導主事の役割として、「教育委員会内においては学校評価の結果に基づく支援・改善のための取組を立案・推進する重要な役割を担う」とされ、それに付随し、指導主事が「その本来の役割を円滑に遂行できるよう」教育委員会側が「環境整備を図ること」と指摘された。

そして、学校関係者評価において評価者の確保が困難な場合における措置として、「設置者において数校をまとめた学校関係者評価のための委員会を組織」することや「都道府県教育委員会等とも連携して評価者の候補者リスト」の作成等が挙げられた。

「学校評価の在り方に関する指導・助言」では、「学校評価の結果の報告書をもとに、各学校の自己評価をはじめ学校評価が適切に行われたかどうかなど、学校評価のPDCAサイクルが適切に機能しているかどうかを検証し、学校評価を通じた学校運営の改善が円滑に進むよう実様な指導・助言を行う」とされた。さらに、「必要に応じ」て、学校訪問や意見聴取を行うことが提示されている。

最後に、都道府県教育委員会の役割として、市町村教育委員会からの報告を受けて、必要に応じ、教職員の配置、研修の実施、指導主事等の派遣などの支援・改善のための措置を講じることが提示された。

## 2. 「学校評価ガイドライン」における問題点

ここまで、「学校評価ガイドライン」で指摘された教育委員会の役割を概観してきた。この中から、今後教育委員会の役割として担っていくことになることを考慮した上で、以下の2つの問題点を提示する。

第一に、市町村教育委員会（政令市を除く）に「学校評価ガイドライン」で提示された業務を担えるか、という教育委員会の業務の問題、第二に、学校評価の結果を基に、「学校への予算配分や人事配置など」の措置を教育委員会が講じるとあるが、「学校評価」を基に、予算や教職員定数の変更といった措置を講じることには問題はないのか、という教育委員会を主とした学校評価制度の問題、の2つである。

以下では、これら2つの問題点について詳しくみていくことにする。

### ①市町村教育委員会が「学校評価ガイドライン」で提示された業務を担うことの問題

ここでは、「評価結果を把握する」という業務に着目することによって、「学校評価ガイドライン」における教育委員会に充てられた業務について検討する。

「学校評価ガイドライン」策定以前から、教育委員会では、先進校やモデル校の学校評価の運営状況、その結果を把握してきた。これらの状況からすれば、管轄すべての学校評価結果を把握することは可能であると考えられる。評価結果を把握するということは、各学校が学校評価の結果を教育委員会へ報告することによって把握したことになるからである。また、この各学校が教育委員会へ学校評価結果を報告することは、先述の通り、文部科学省「学校評価に係る学校教育法施行規則等の一部を改正する省令について（通知）」<sup>(34)</sup>において、教育委員会規則等を改正し、「学校評価の実施及び公表並びに評価の結果の設置者への報告に関する規定を置く」ことが指摘されている。このことに代表されるように、学校評価の報告は義務化の方向に進んでいる。

このように、教育委員会が管轄内学校すべての学校評価結果を把握することは可能であるように見える。しかし、このように報告された学校評価の結果を基に、教育委員会が予算措置等の方策を取ることになれば、状況は異なってくる。つまり、各学校によって異なる状況や評価項目の差異等々により、単純な比較検討はできず、教育委員会としては、評価結果の報告をただ受けるだけでは、予算措置等の方策を講じられないため、各学校が教育委員会に対して学校評価の結果を報告すればよいという単純な方法では済まなくなるのである。そのため、教育委員会としては、各学校の学校評価に対して、綿密に把握を行っていくことが必要となり、さらには、当然のことながら各学校の評価結果を検討していくことが必要になってくる。

次に、具体的に挙げられた予算措置等の方策を詳しく見ていくことにする。「学校への予算配分や人事配置など学校に対する支援や条件整備等の改善を適切に行う」ことや「承認・届出を要する事項の見直

しや学校裁量により執行できる予算の措置など」を行うためには、当該学校における予算、人事配置状況等々の情報が必要になってくる。しかし、これら予算面や人事面に関する項目は、学校評価ではあまり問われていないことが多い。したがって、評価結果の把握とは別に、予算や人事についての情報を収集する必要がある。そして、その上で、それら情報を基に評価結果の検討が必要になってくる。

このように、学校評価の結果を把握することと、評価結果を基に予算措置等の方策を講じることとは大きく異なることがわかる。

ところで、教育委員会の規模は市町村の規模によって大小様々で、設置している学校数も様々である。中には、これらの業務を請け負える大規模な教育委員会もあるかもしれない。しかし、指導主事が一人しか配属されていない教育委員会もある。したがって、仮に一部の教育委員会が担えたとしても、すべての市町村教育委員会が、管轄すべての学校における学校評価結果を把握し、当該学校の予算や人事配置等の情報を基に、評価結果の検討を行った上で、諸々の措置を行う業務を担うことは難しい。

このように、「学校評価ガイドライン」で示された教育委員会の役割には、現時点において、多くの市町村教育委員会が担うことが難しいと予想される業務が含まれていると言える。

### ②学校評価結果を基に、予算や教職員定数の変更等の措置を講じることの問題

学校評価は、戦後以降、様々な論議と研究蓄積がなされてきたが、実際に普及し始めたのは、先述のとおり、2002年の設置基準以降である<sup>(35)</sup>。現在<sup>(36)</sup>、自己評価の実施率は、先述したように高率である。その一方で、その公表率は低率である。また、外部アンケートは実施率も公表率も高いが、学校関係者評価に関しては、実施率も自己評価ほど高くはなく、さらに、関係者評価委員会を設立させる、校務分掌の一つにしている等の取り組みは、ほとんどなされていないと言える。したがって、現時点において学校評価は、導入・実施の定着といった状況にある。

このように、学校評価はいまだ導入段階にあると

言える。そのため、このような状況下にある学校評価の結果を基に、予算や教職員定数の変更といった措置を講じることにメリットを見出せるのかという疑いが残る。学校評価の実施状況が不完全であれば、その結果を基にした改善措置の有効性は不確かなものとなる。その不完全さを物語るものとして、先述したような、教育委員会が担えるのか、という問題が挙げられる。

また、学校評価本来の目的が見失われることが予想される。まず、学校評価の結果を元に予算増額や教職員の加配が行われることを想定した学校評価結果を報告する可能性である。このような場合、学校改善を志向した学校評価ではなく、予算増額や教職員の加配を狙った学校評価が行われることになる。その一方で、学校側が評価結果として学校の改善点を教育委員会に対して報告することを躊躇うことが予想される。それは学校評価の結果として報告された「学校の改善されるべき点」が、「学校が改善するべき点」として受け取られ、「学校側の努力不足だ」等の批判を受けることが予想されるからである。

したがって、学校評価の結果を基にして、予算や教職員定数の変更といった改善措置を講じるには、現時点において、それを行うだけの体制が整っておらず、また、それらの措置を講じることには、学校評価それ自体を形骸化させる可能性を大きく孕んでいると言える。

#### IV おわりに

本稿では、学校評価に関わる教育委員会の役割について、ガイドライン等におけるその位置づけを概観し、「学校評価ガイドライン」において指摘された教育委員会の役割に対して、その問題点を明示してきた。その問題点は、第一に、市町村教育委員会に「学校評価ガイドライン」で提示された業務を担うことが難しいと予想される業務が含まれている、という問題、第二に、「学校評価」を基に、予算や教職員定数の変更等の措置を講じるにはその体制が整っておらず、さらに学校評価を形骸化する可能性を有

している、という問題、の2点であった。このように、「学校評価ガイドライン」において指摘された教育委員会の役割には、議論の余地が残されている問題があることが明らかになった。

ところで、先述のように、過去の学校評価が定着してこなかった<sup>(37)</sup>ことを考えれば、教育委員会の働きかけなしには、学校評価の形骸化を招くという結果を生むことが予想される。しかし、「学校評価ガイドライン」における教育委員会の役割には、先述したように2つの問題がある。したがって、今後の学校評価運営において本稿で挙げた2つの問題の解決が必要になってくるであろう。

最後に、本稿での課題を述べる。本稿では、「学校評価ガイドライン」で提示された教育委員会の役割に対して、その問題点を指摘した。しかし、現時点において、教育委員会がそれらの役割を担っているわけではない。そのため、実際に教育委員会がそれらの役割を担った上で、その問題点を実証したわけではない。今後、本稿で提示した問題点とともに、実際に教育委員会が担う役割を検討していくことが、課題になってくる。

#### 【注】

- (1) 広田照幸『教育不信と教育依存の時代』紀伊國屋書店、2005年、p.6。
- (2) この「外部評価」は、現行(2008)の学校評価の区分の「自己評価」、「学校関係者評価」、「第三者評価」の3区分における「学校関係者評価」にあたる。しかし、この時期の「外部評価」は、保護者や地域住民によるアンケートがほとんどであり、現行の「学校関係者評価」とは別区分となった「外部アンケート」にあたるものがほとんどであった。
- (3) 文部科学省「義務教育諸学校における学校評価ガイドライン」2006年、文部科学省ホームページ  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/18/03/06032817/003.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/18/03/06032817/003.pdf)
- (4) ただし、変更点として、②の目的が、「開かれ

- た学校」という文言がなくなり、「自己評価及び保護者など学校関係者等による評価の実施とその結果の公表・説明により、適切に説明責任を果たすとともに、保護者、地域住民等から理解と参画を得て、学校・家庭・地域の連携協力による学校づくりを進めること」というように具体的に表現されたことが挙げられる。
- ・文部科学省、同上
  - ・文部科学省「学校評価ガイドライン」2008年、文部科学省ホームページ  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/20/01/0812913/001.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/20/01/0812913/001.pdf) (前半)  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/20/01/0812913/002.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/20/01/0812913/002.pdf) (後半)
- (5) 木岡一明『新しい学校評価と組織マネジメント—共・創・考・開を指向する学校経営—』第一法規、2003年、p. 32。
- (6) この時期に代表されるものとしては、文部省『中学校・高等学校 学校評価の基準と手引(試案)』(実教出版、1951年)や向山嘉章『新しい小学校の経営』(中和書院、1948年)等が挙げられる。
- (7) この時期の先駆けとしては、幸田三郎『学校評価』(帝国地方行政学会(現ぎょうせい)、1964年)が挙げられ、その後、学校評価技術の合理化と民主化の視点を提示した高野桂一(「第13章 学校評価の論理と技術」高野桂一『学校経営』協同出版、1982年、pp.304-317)や、学校経営を動的に捉えることを指摘した中留武昭(「第八章 学校経営評価の活性化」中留武昭『戦後の学校経営の軌跡と課題』教育開発研究所、1984年、pp.417-427)、社会的責任と教職の専門性確立の問題に関連して学校評価の必要性を説いた吉本二郎(「学校経営評価論」『学校教育研究所年報』(第23号)学校教育研究所、1979年、pp.64-72)等が挙げられる。
- (8) これまでの学校評価に対して、以下のような指摘がなされてきた。
- ・60年代半ば、幸田によって、「その意義がまだ十分に理解されていない」と指摘された(幸田三郎「明日への教育と教育経営の課題—評価機能の強化を中心として—」学校教育研究所編『学校教育研究所年報』学校教育研究所、1976年、p.20)。
  - ・70年代末、吉本によって「学校評価に関する問題が論議される割には、実際的な展開は遅々として進展しないのが現状である」と指摘された(吉本、前掲(7)、p.65)。
  - ・80年代半ば、中留によって、「依然として大方は『経験とカン』によって、行われてきたといわざるをえない」と指摘された(中留、前掲(7) p.426)。
- (9) 高野は、「教育公務員勤務評定(勤評)」時期において、「学校管理が権力化するにつれて、技術管理性をもつ学校評価が学校の格付けや教職員の勤務評定に利用するのではないか」という危惧がその評価の意義・効用を希薄にしまった」と指摘している(高野、前掲(7)、pp.312-313)。
- (10) 八尾坂修「今、なぜ、教師の“評価力”の向上が必要なのか—現状から考える—」八尾坂修編『これからの学校と“評価力”の向上』教育開発研究所、2006年、p.8-11。
- (11) 文部科学省が学校評価に関して積極的である点は、予算面で見られる。文部科学省「学校評価システムの構築による義務教育の質の保証」(平成18年度)では、予算額が580,296千円であったのに対し、「学校評価システムの構築」(平成19年度)では、予算額が763,068千円とさらに増加された。
- ・文部科学省「学校評価システムの構築による義務教育の質の保証」文部科学省ホームページ  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/gakko-hyoka/06011609](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/gakko-hyoka/06011609)
  - ・文部科学省「学校評価システムの構築」文部科学省ホームページ  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/gakko-hyoka/06090511](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/gakko-hyoka/06090511)
- (12) 現場の教員が積極的でない傾向について、文部科学省「義務教育に関する意識調査」結果

について」の「第3章 教育改革に対する意見」

「5 学校評価や人事改革に対する意見」を参照する。これによれば、「学校評価や人事改革に対する意見」についての質問項目において、学校評価に関しては以下のような傾向が見られた。「①保護者や地域住民が学校や教員を評価する」では、「一般教員」のマイナスな回答

(「反対」「まあ反対」)の割合は、32.5%を占め、プラスな回答(「賛成」「まあ賛成」)は30.0%を占めた。これは、他の立場(保護者、学校評議員、校長・教頭、教育長、首長)と比べ、大きくマイナスに偏っていた。また、「②第三者が学校を評価する」に関しても同様の傾向(プラスな回答:31.3%、マイナスな回答:30.5%)が見られた。さらに、質問項目全15項目中、1項目(「⑬事務専門の職員を増やす」)を除く14項目で、「一般教員」のマイナスな回答の割合は、その他の立場よりも大きかった。

- ・文部科学省「義務教育に関する意識調査」結果について」2005年、文部科学省ホームページ、[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/17/11/05112502/houkoku.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/17/11/05112502/houkoku.pdf)、pp.127-139。

- (13) 高野(前掲(9))が指摘したことと同様のことが言える。
- (14) まず、評価項目の提示については、八尾坂修『現代の教育改革と学校の自己評価』(ぎょうせい、2001年)や窪田眞二編著『学校第三者評価の進め方』(学陽書房、2005年)が挙げられる。次に、外部評価者としての役割については、天笠茂「第2章 開かれた学校と学校評価」(西村文男・天笠茂・堀井啓幸編『新・学校評価の論理と実践』教育出版、2004年、pp.25-49)が挙げられる。最後に、学校評価システムの構築に関しては、木岡一明「学校評価をめぐる教育委員会の位置と役割—戦後期学校評価構想の再検討—」(大塚学校経営研究会編『学校経営研究』(第14巻)大塚学校経営研究会、1989年、pp.57-64)が挙げられる。
- (15) 文部科学省、前掲(8)
- (16) 特集が組まれたものとしては、『現代教育科学』

(明治図書、2007年、4月号)や、学校教育法改正後の『中等教育資料』(ぎょうせい、2007年、10月号)や『現代教育科学』(明治図書、2007年、12月号)等が挙げられる。マニュアルに関しては、工藤文三・小島宏・寺崎千秋編『学校評価マニュアル』(ぎょうせい、2006年)等が挙げられる。

- (17) 八尾坂、前掲(10)や木岡、前掲(5)等で挙げられている。
- (18) 文部省、前掲(6)
- (19) 木岡、前掲(14)
- (20) 文部科学省、前掲(3)
- (21) 文部科学省「学校評価に係る学校教育法施行規則等の一部を改正する省令について(通知)」2007年、文部科学省ホームページ  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/gakko-hyoka/07121005/001.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/gakko-hyoka/07121005/001.htm)
- (22) 「アクレディテーション」を中留は「基準認定」と翻訳している。詳しくは、中留武昭『学校経営の改革戦略—日米の比較経営文化論』(玉川出版、1999年)を参照されたい。また、アメリカ型の学校評価がアクレディテーションの発達と関わったことに関しては、木岡一明「戦後期学校評価構想における文部省試案の位置—文部省試案作成に至る文献史的考察」(日本教育経営学会編『日本教育経営学会紀要』(第25号)第一法規、1983年、pp.55-68)や「12章 学校評価論」(日本教育経営学会編『教育経営研究の理論と軌跡』玉川出版、2000年、pp.189-204)で指摘されている。
- (23) 戦後、学校評価が定着しなかった原因については、幸田(前掲(7))によって指摘された。
- (24) 文部省、前掲(6)、p.5。
- (25) 高野桂一「第1章 学校経営診断はなぜ重要か」高野桂一編『実践 学校経営診断』ぎょうせい、1988年、pp.27-28。
- (26) 木岡、前掲(14)。
- (27) 文部科学省「学校評価及び情報提供の実施状況(平成17年度間調査結果)」2007年、文部科学省ホームページ

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/19/03/07032713/001.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/19/03/07032713/001.htm)

- (28) たとえば、長尾は、自己評価の実施率と公表率の差について、「実施率と公表率の乖離は、評価の実施と結果の公表を軸に地域に開かれた学校の姿を描こうとする中央の意図が実現していないことは明らかである」と指摘した。
- ・長尾眞文「第10章 学校評価」三好皓一編『評価論を学ぶ人のために』世界思想社、2008年、pp.173-191（特に p.176）。
- (29) 文部科学省、前掲（3）
- (30) 文部科学省、前掲（20）
- (31) 文部科学省、前掲（27）
- (32) 文部科学省、前掲（4）
- (33) 同上。
- (34) 文部科学省「学校評価に係る学校教育法施行規則等の一部を改正する省令について（通知）」2007年、文部科学省ホームページ
- [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/gakko-hyoka/07121005/001.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/gakko-hyoka/07121005/001.htm)
- (35) 学校評価の非連続性に関しては、本稿の「I はじめに」で論じた。
- (36) 文部科学省、前掲（27）
- (37) 本稿「I はじめに」を参照されたい。